

2023(令和5)年度 財務情報の公開について

決 算 に つ い て
資 金 収 支 計 算 書
活動区分資金収支計算書
事業活動収支計算書
貸 借 対 照 表
連続資金収支計算書
費目別 3ヶ年の推移
連続事業活動収支計算書
連続貸借対照表
財 産 目 録
監 査 報 告 書

学校法人 鎮西学院

決算について

1. 学校法人会計について

財務状況は、「学校法人会計基準」に基づき、資金の動きを表わす「資金収支計算書」、経営状態を表わす「事業活動収支計算書」、財務の状態を表わす「貸借対照表」により表わされます。

2. 資金収支計算書

「資金収支計算書」は当該年度に行なった諸活動に対するすべての収入と支出の内容、支払資金（現金、預金）の収支のてん末を表したものです。家庭でいえば家計簿のように現金預金の出入りを集計した計算書といえます。

前年度からの未払金や未収入金、次年度に収入計上すべき前受金等を取り込み、資金の流れを明確にし、当該年度の資金収入と資金支出に繰越資金を加算することで均衡する表記となっており、予算実績対比に適しています。

企業会計における「キャッシュ・フロー計算書」と同じく資金上の収支状況を示すものです。

3. 活動区分資金収支計算書

「活動区分資金収支計算書」は「資金収支計算書」を教育活動の収支状況を表す「教育活動」、建物や機器備品などの施設設備関係の収支状況を表す「施設整備等活動」、借入金収入・借入金返済支出や預り金関係などを表す「その他の活動」の3つの活動区分とし、活動ごとの資金の流れを明確化することを目的に作成されています。

4. 事業活動収支計算書

「事業活動収支計算書」は企業会計における「損益計算書」にあたるものです。

当該年度の事業活動収入と事業活動支出の内容および両者の均衡状況を示し、学校法人の経営状況を明らかにするものです。学校法人は営利を目的としていませんが、採算の取れた経営を行なっているか、経営上赤字が継続していないかを見る計算書といえます。

5. 貸借対照表

年度末における資産・負債・純資産（基本金及び収支差額）の内容および残高を示し、学校法人の財政状態を明らかにするものです。学校法人の設立から累積された財産の集計されたものといえます。企業の貸借対照表とほぼ同じです。

2023(令和5)年度 資金収支計算書

「資金収支計算書」は当該年度に行なった諸活動に対するすべての収入と支出の内容、支払資金(現金、預金)の収支のてん末を表したものです。家庭でいえば家計簿のように現金預金の出入りを、集計した計算書といえます。
前年度からの未払金や未収入金、次年度に収入計上すべき前受金等を取り込み、資金の流れを明確にし、当該年度の資金収入と資金支出に繰越資金を加算することで均衡する表記となっており、予算実績対比に適しています。
企業会計における「キャッシュ・フロー計算書」と同じく資金上の収支状況を示すものです。

(単位:千円)

収入の部				備考
科目	予算	決算	差異	
学生生徒等納付金収入	1,242,743	1,242,870	△ 127	大学および高校・幼稚園の授業料、入学金、施設設備費、教育実習費等です。
手数料収入	26,150	26,189	△ 39	大部分は入学試験の受験料。他は各種証明書の発行手数料です。
寄付金収入	16,504	16,828	△ 324	
補助金収入	921,164	927,711	△ 6,547	大学に対して交付される国庫補助金と高校・幼稚園に交付される県、市からの補助金です。
国庫補助金収入	271,313	271,313	0	
県補助金収入	355,633	355,312	321	
市補助金収入	216,623	218,203	△ 1,580	
施設型給付費収入	77,595	82,883	△ 5,288	
資産売却収入	164	165	△ 1	
付随事業・収益事業収入	196,608	196,188	420	外部からの委託事業費や学生寮の入寮費、寮費などがここに入ります。
受取利息・配当金収入	3	4	△ 1	預金等の金融資産の運用利息や諸施設の賃貸料です。
雑収入	68,250	68,650	△ 400	退職者への退職金財団からの交付金収入が主なものです。
借入金等収入	360,120	360,120	0	
前受金収入	139,026	138,712	314	翌年度に入学する学生・生徒から徴収する入学金や授業料などで当年度末までに入金された収入です。
その他の収入	833,213	836,047	△ 2,834	施設設備特定預金を一時的に取り崩した繰入収入や前期末未収入金回収収入、修学旅行などの預り金などがあります。
資金収入調整勘定	△ 186,337	△ 194,413	8,076	当期の活動と資金の収入支出を調整するためのものです。
当年度資金収入合計	3,617,608	3,619,071	△ 1,463	
前年度繰越支払資金	669,538	669,539	△ 1	
収入の部合計	4,287,146	4,288,610	△ 1,464	

※差異は予算-決算値。以下同じ

支出の部				備考
科目	予算	決算	差異	
人件費支出	1,127,587	1,127,675	△ 88	教職員や非常勤講師、臨時職員の給与や社会保険料、退職金などがあります。
(教職員等人件費支出)	1,074,565	1,074,080	485	
(役員報酬支出)	3,540	3,720	△ 180	
(退職金支出)	49,482	49,875	△ 393	
教育研究経費支出	646,630	645,068	1,562	教育研究活動に必要なすべての諸経費です。大きな支出には光熱水費、修繕費などがあります。
管理経費支出	329,639	322,574	7,065	学生募集・広報のための経費や財務、人事、経理など法人業務の経費です。
借入金等利息支出	5,645	5,686	△ 41	借入金に対する利息分の支出です。
借入金等返済支出	430,974	430,974	0	
施設関係支出	299,306	299,153	153	土地や建物、構築物などの固定資産取得の為の支出です。
設備関係支出	28,547	28,745	△ 198	教育研究用の機器備品、その他の機器備品、図書、車両などの固定資産取得の為の支出です。
資産運用支出	0	0	0	施設設備特定預金への繰入額などです。
その他の支出	791,015	795,888	△ 4,873	当年度に支払われた「前期末未払金支払支出」、修学旅行等預り金などがあります。
資金支出調整勘定	△ 44,509	△ 40,105	△ 4,404	当期の活動と資金の収入支出を調整するためのものです。
予備費	1,000	0	1,000	
翌年度繰越支払資金	671,312	672,951	△ 1,639	
支出の部合計	4,287,146	4,288,610	△ 1,464	

※端数処理(四捨五入)の関係で合計は必ずしも一致しません。

2023(令和5)年度 活動区分資金収支計算書

「活動区分資金収支計算書」は「資金収支計算書」を教育活動の収支状況を表す「教育活動」、建物や機器備品などの施設設備関係の収支状況を表す「施設整備等活動」、借入金収入・借入金返済支出や預り金関係などを表す「その他の活動」の3つの活動区分とし、活動ごとの資金の流れを明確化することを目的に作成されています。

(単位 千円)

科 目		金額
教育活動による資金収支	収入	
	学生生徒等納付金収入	1,242,870
	手数料収入	26,189
	特別寄付金収入	12,147
	一般寄付金収入	3,469
	経常費等補助金収入	712,319
	付随事業収入	196,189
	雑収入	68,650
	教育活動資金収入計	2,261,832
	支出	
	人件費支出	1,127,675
	教育研究経費支出	645,068
	管理経費支出	322,574
	教育活動資金支出計	2,095,318
	差引	166,514
	調整勘定等	△ 38,442
	教育活動資金収支差額	128,072
科 目		金額
施設整備等活動による資金収支	収入	
	施設設備寄付金収入	1,212
	施設設備補助金収入	215,392
	施設設備売却収入	165
	施設設備特定資産取崩収入	80,000
	施設整備等活動資金収入計	296,769
	支出	
	施設関係支出	299,153
	設備関係支出	28,745
	施設整備等活動資金支出計	327,898
	差引	△ 31,130
	調整勘定等	△ 2,607
	施設整備等活動資金収支差額	△ 33,737
	小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)	94,335
科 目		金額
その他の活動による資金収支	収入	
	借入金等収入	360,120
	修学旅行預り金受入収入	60,653
	預り金受入収入	665,979
	仮払金回収収入	4,590
	差入保証金回収収入	710
	小計	1,092,052
	受取利息・配当金収入	4
	その他の活動資金収入計	1,092,056
	支出	
	借入金等返済支出	430,974
	仮払金支払支出	4,514
	長期預託金支払支出	57
	差入保証金支払支出	10
	修学旅行預り金支払支出	65,638
	預り金支払支出	676,369
	小計	1,177,562
	借入金等利息支出	5,686
	その他の活動資金支出計	1,183,248
	差引	△ 91,193
	調整勘定等	270
	その他の活動資金収支差額	△ 90,923
	支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)	3,412
	前年度繰越支払資金	669,539
	翌年度繰越支払資金	672,951

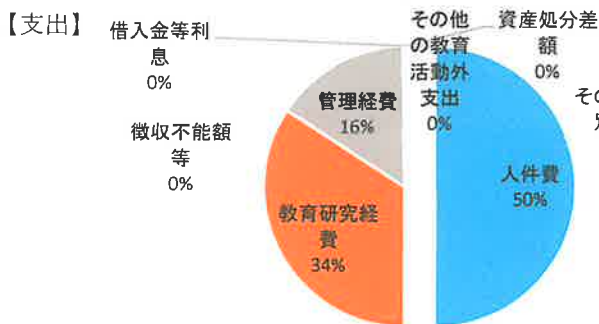
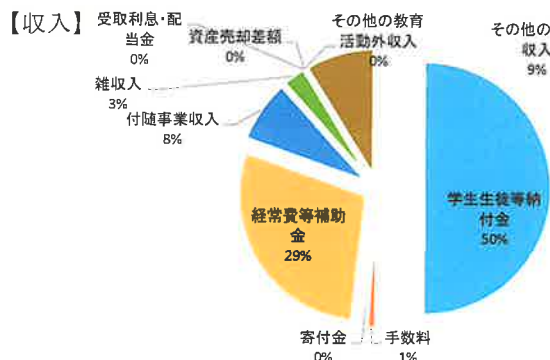
※端数処理(四捨五入)の関係で合計は必ずしも一致しません。

2023(令和5)年度事業活動収支計算書

「事業活動収支計算書」は企業会計における「損益計算書」にあたるものです。当該年度の事業活動収入と事業活動支出の内容および両者の均衡状況を示し、学校法人の経営状況を明らかにするものです。学校法人は営利を目的としていませんが、採算の取れた経営を行っているか、経営上赤字が継続していないかを見る計算書といえます。

(単位 千円)

教育活動収支	収入の活動部	科 目	予 算	決 算	差 異	備 考
		学生生徒等納付金	(1,242,743)	(1,242,870)	(△ 127)	大学および高校・幼稚園の授業料、入学金、施設設備費、教育実習費等です。
		手数料	(26,150)	(26,189)	(△ 39)	大部分は入学試験の受験料。他は各種証明書の発行手数料です。
		寄付金	(15,292)	(15,671)	(△ 379)	
		経常費等補助金	(705,772)	(712,319)	(△ 6,547)	
		国庫補助金	271,313	271,313	0	大学に対して交付される国庫補助金と高校・幼稚園に交付される県、市からの補助金です。
		地方公共団体補助金	356,864	358,124	△ 1,260	
		施設型給付費	77,595	82,883	△ 5,288	
		付随事業収入	(196,608)	(196,189)	(419)	外部からの委託事業費や学生寮の入居費、舎費などがここに入ります。
		雑収入	(68,250)	(70,337)	(△ 2,087)	退職者への退職金財団からの交付金収入が主なもの。
教育活動収入計	2,254,815	2,263,574	△ 8,759			
支出の活動部	科 目	予 算	決 算	差 異		
	人件費	(1,166,998)	(1,138,397)	(28,601)	保険料、退職給与引当金への繰入額などが含まれます。	
	教育研究経費	(777,685)	(776,235)	(1,450)	大きな支出には光熱水費、修繕費などがあります。	
	管理経費	(362,757)	(355,335)	(7,422)	学生募集・広告のための経費や財務、人事、経理など法人業務の経費です。管理系の施設・備品などの減価償却費もここに含まれます。	
	徴収不能額等	(0)	(0)	(0)		
	教育活動支出計	2,307,440	2,269,967	37,473		
教育活動収支差額		△ 52,625	△ 6,393	△ 46,232		
教育活動外収支	収入の活動部	科 目	予 算	決 算	差 異	
		受取利息・配当金	(3)	(4)	(△ 1)	預金等の金融資産の運用利息です。
		その他の教育活動外収入	(0)	(0)	(0)	
		教育活動外収入計	3	4	△ 1	
	支出の活動部	科 目	予 算	決 算	差 異	
		借入金等利息	(5,645)	(5,686)	(△ 41)	
		その他の教育活動外支出	(0)	(0)	(0)	
		教育活動外支出計	5,645	5,686	△ 41	
教育活動外収支差額		△ 5,642	△ 5,682	40		
経常収支差額		△ 58,267	△ 12,075	△ 46,192		
特別収支	収入の活動部	科 目	予 算	決 算	差 異	
		資産売却差額	(0)	(165)	(△ 165)	資産の売却価額が帳簿価額を上回った場合に、その差額が計上されます。
		その他の特別収入	(216,604)	(216,894)	(△ 290)	施設設備に関する現物寄付、補助金等が含まれます。
		特別収入計	216,604	217,059	△ 455	
	支出の活動部	科 目	予 算	決 算	差 異	
		資産処分差額	(0)	(1,173)	(△ 1,173)	資産の処分価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額が計上されます。
		その他の特別支出	(0)	(0)	(0)	
		特別支出計	0	1,173	△ 1,173	
特別収支差額		216,604	215,886	718		
〔予備費〕		(0)				
基本金組入前当年度収支差額		157,337	203,811	△ 46,474		
基本金組入額合計		△ 297,610	△ 299,323	1,713	土地、建物、備品や図書などの取得額と将来の資産取得のための組入額や奨学事業などの特定目的のための組入額の合計になります。	
当年度収支差額		△ 140,273	△ 95,512	△ 44,761		
前年度繰越収支差額		△ 3,258,408	△ 3,258,408	0		
基本金取崩額		1,211	2,417	△ 1,206		
翌年度繰越収支差額		△ 3,397,470	△ 3,351,503	△ 45,967		
(参考)						
事業活動収入計		2,471,422	2,480,637	△ 9,215		
事業活動支出計		2,314,085	2,276,826	37,259		



2023(令和5)年度 貸借対照表

資金収支計算書と事業活動収支計算書が1会計年度(4月1日～3月31日)の収支の状況を表しているのに対して、貸借対照表は年度末(3月31日)における資産と負債、純資産の状況を表します。

資産の部

(単位:千円)

科目	本年度末	前年度末	増減(本年度末-前年度末)
固 定 資 産	3,057,113	2,974,975	82,138
有形固定資産	3,003,499	2,839,165	164,334
土地	81,379	81,379	0
建物	2,225,212	1,976,564	248,648
その他の有形固定資産	696,908	781,222	△ 84,314
特定資産	40,000	120,000	△ 80,000
その他の固定資産	13,614	15,810	△ 2,196
流 動 資 産	738,742	702,979	35,763
現金預金	672,951	669,539	3,412
有価証券	0	0	0
その他の流動資産	65,791	33,440	32,351
資 産 の 部 合 計	3,795,855	3,677,953	117,902

負債の部

科目	本年度末	前年度末	増減(本年度末-前年度末)
固 定 負 債	577,111	599,004	△ 21,893
長期借入金	263,280	281,610	△ 18,330
退職給与引当金	271,541	262,506	9,035
長期未払金	42,290	54,888	△ 12,598
流 動 負 債	558,642	622,657	△ 64,015
短期借入金	298,330	350,854	△ 52,524
前受金	138,712	136,735	1,977
その他の流動負債	121,600	135,068	△ 13,468
負 債 の 部 合 計	1,135,752	1,221,661	△ 85,909

純資産の部

科目	本年度末	前年度末	増減(本年度末-前年度末)
基 本 金	6,011,606	5,714,700	296,906
第1号基本金	5,855,606	5,558,700	296,906
第4号基本金	156,000	156,000	0
繰越収支差額	△ 3,351,503	△ 3,258,408	△ 93,095
翌年度繰越収支差額	△ 3,351,503	△ 3,258,408	△ 93,095
純資産の部合計	2,660,103	2,456,292	203,811
負債及び純資産の部合計	3,795,855	3,677,953	117,902

正 味 資 産	2,660,103	2,456,292	203,811
---------	-----------	-----------	---------

※正味資産＝資産-負債＝基本金+繰越収支差額

※端数処理(四捨五入)の関係で合計は必ずしも一致しません。

- ・貸借対照表は期末における資産額を表示しており、その財源が負債(借入金等)、基本金(自己資金より調整した額)及び、繰越収支差額からなっていることを表すものです。期末総資産額は、37億9千5百8十5万5千円となっています。

連続資金収支計算書

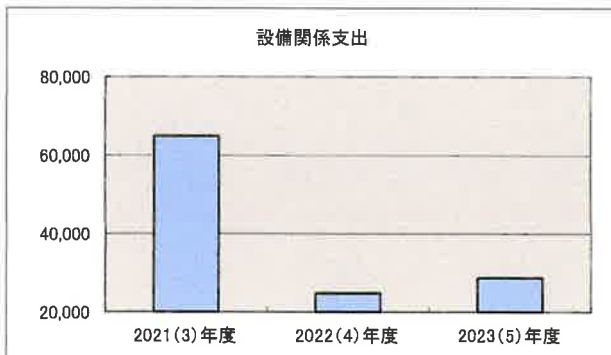
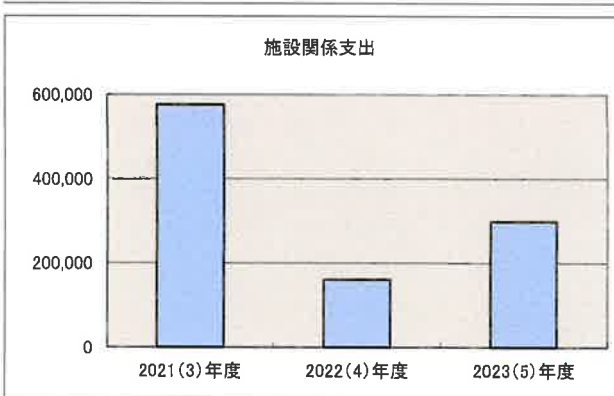
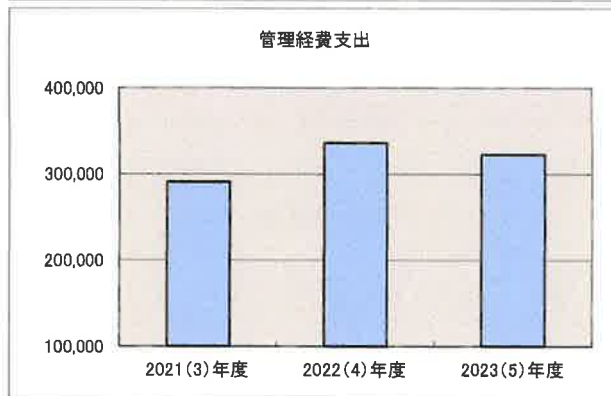
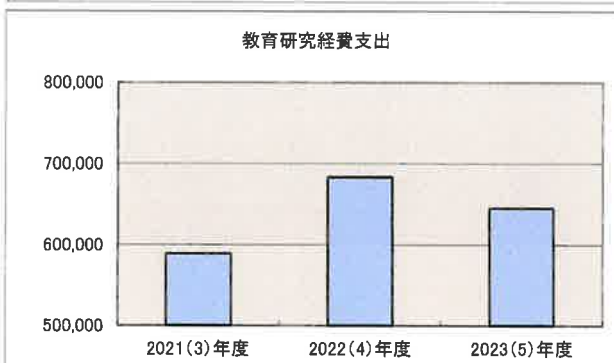
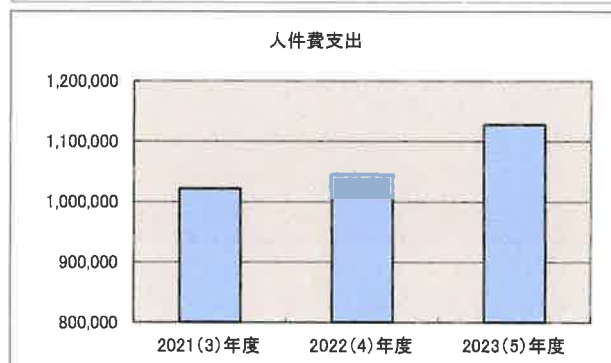
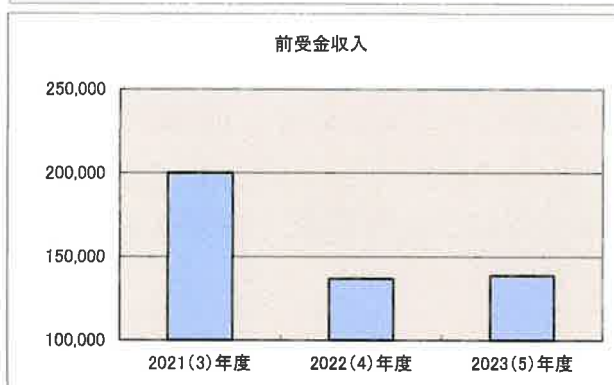
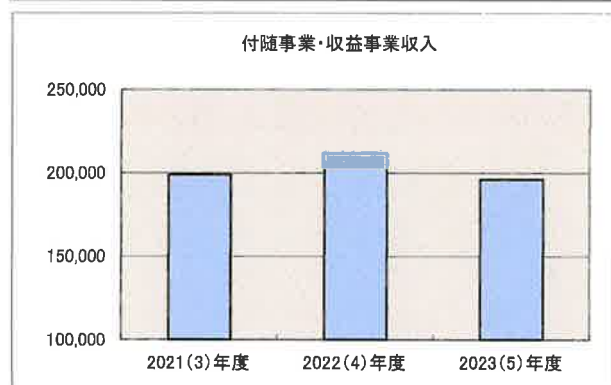
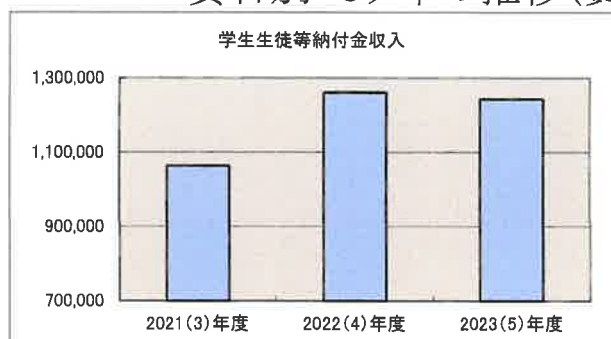
(単位:千円)

科 目		2021(3)年度	2022(4)年度	2023(5)年度
収入の部	学 生 生 徒 等 納 付 金 収 入	1,063,778	1,260,997	1,242,870
	手 数 料 収 入	24,172	24,333	26,189
	寄 付 金 収 入	30,812	5,621	16,828
	補 助 金 収 入	1,018,419	688,456	927,711
	資 産 売 却 収 入	263	0	165
	付 随 事 業・収 益 事 業 収 入	199,095	211,631	196,188
	受 取 利 息・配 当 金 収 入	4	5	4
	雑 収 入	50,668	26,095	68,650
	借 入 金 等 収 入	851,040	450,000	360,120
	前 受 金 収 入	200,024	136,735	138,712
	そ の 他 の 収 入	1,027,260	1,258,743	836,047
	資 金 収 入 調 整 勘 定	△ 458,661	△ 225,141	△ 194,413
	前 年 度 繰 越 支 払 資 金	456,219	445,582	669,539
	合 計	4,463,093	4,283,057	4,288,610
支出の部	人 件 費 支 出	1,021,687	1,045,779	1,127,675
	教 育 研 究 経 費 支 出	588,707	683,251	645,068
	管 理 経 費 支 出	290,720	336,012	322,574
	借 入 金 等 利 息 支 出	8,448	4,937	5,686
	借 入 金 等 返 済 支 出	581,840	558,880	430,974
	施 設 関 係 支 出	576,773	161,055	299,153
	設 備 関 係 支 出	64,911	24,789	28,745
	資 産 運 用 支 出	290,000	20,000	0
	そ の 他 の 支 出	705,471	810,095	795,888
	資 金 支 出 調 整 勘 定	△ 111,047	△ 31,280	△ 40,105
	翌 年 度 繰 越 支 払 資 金	445,583	669,539	672,951
	合 計	4,463,093	4,283,057	4,288,610

※端数処理(四捨五入)の関係で合計は必ずしも一致しません。

費目別 3ヶ年の推移(資金収支計算書)

(単位:千円)



連続事業活動収支計算書

(単位 千円)

教育活動収支	事業収入の活動部	科 目	2021(3)年度		2022(4)年度		2023(5)年度		
			決算額	構成比率	決算額	構成比率	決算額	構成比率	
		学生生徒等納付金	1,063,778	44.46%	1,260,997	56.76%	1,242,870	55.94%	
		手数料	24,172	1.01%	24,333	1.10%	26,189	1.18%	
		寄付金	29,539	1.23%	5,892	0.27%	15,671	0.71%	
		経常費等補助金	659,465	27.56%	678,465	30.54%	712,319	32.06%	
		付随事業収入	199,095	8.32%	211,631	9.53%	196,189	8.83%	
		雑収入	55,202	2.31%	28,517	1.28%	70,337	3.17%	
		教育活動収入計	2,031,251	84.90%	2,209,835	99.47%	2,263,574	101.89%	
		事業支出の活動部	科 目	決算額		構成比率		決算額	
決算額	構成比率			決算額	構成比率	決算額	構成比率		
人件費	1,038,747		50.64%	1,058,913	47.45%	1,138,397	51.01%		
うち、退職給与引当金繰入額	46,452		2.26%	15,716	0.70%	38,530	1.73%		
教育研究経費	683,849		33.34%	799,371	35.82%	776,235	34.78%		
うち、減価償却額	95,112		4.64%	114,533	5.13%	131,111	5.88%		
管理経費	319,198		15.56%	366,532	16.42%	355,335	15.92%		
うち、減価償却額	28,858		1.41%	32,919	1.48%	33,123	1.48%		
徴収不能額等	297		0.01%	0	0.00%	0	0.00%		
教育活動支出計	2,042,091		99.56%	2,224,816	99.69%	2,269,967	101.72%		
教育活動収支差額		△ 10,840	△ 14.66%	△ 14,981	△ 0.23%	△ 6,393	0.00		
教育活動外収支	事業収入の活動部	科 目	決算額	構成比率	決算額	構成比率	決算額	構成比率	
		受取利息・配当金	4	0.00%	5	0.00%	4	0.00%	
		その他の教育活動外収入	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
		教育活動外収入計	4	0.00%	5	0.00%	4	0.00%	
	事業支出の活動部	科 目	決算額	構成比率	決算額	構成比率	決算額	構成比率	
		借入金等利息	8,447	0.41%	4,938	0.22%	5,686	0.25%	
		その他の教育活動外支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
		教育活動外支出計	8,447	0.41%	4,938	0.22%	5,686	0.25%	
	教育活動外収支差額		△ 8,443	△ 0.41%	△ 4,933	△ 0.22%	△ 5,682	△ 0.25%	
	経常収支差額		△ 19,283	△ 15.07%	△ 19,914	△ 0.45%	△ 12,075	△ 0.09%	
特別収支	事業収入の活動部	科 目	決算額	構成比率	決算額	構成比率	決算額	構成比率	
		資産売却差額	263	0.01%	0	0.00%	165	0.01%	
		その他の特別収入	361,141	15.09%	11,838	0.53%	216,894	9.76%	
		特別収入計	361,404	15.10%	11,838	0.53%	217,059	9.77%	
	事業支出の活動部	科 目	決算額	構成比率	決算額	構成比率	決算額	構成比率	
		資産処分差額	598	0.03%	1,877	0.08%	1,173	0.05%	
		その他の特別支出	57	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
		特別支出計	655	0.03%	1,877	0.08%	1,173	0.05%	
	特別収支差額		360,749	15.07%	9,961	0.45%	215,886	9.72%	
	基本金組入前当年度収支差額		341,466	-	△ 9,953	-	203,811	-	
基本金組入額合計		△ 391,609	-	△ 69,534	-	△ 299,323	-		
当年度収支差額		△ 50,143	-	△ 79,487	-	△ 95,512	-		
前年度繰越収支差額		△ 3,172,841	-	△ 3,216,415	-	△ 3,258,409	-		
基本金取崩額		6,569	-	37,493	-	2,417	-		
翌年度繰越収支差額		△ 3,216,415	-	△ 3,258,409	-	△ 3,351,504	-		
(参考)									
		決算額	構成比率	決算額	構成比率	決算額	構成比率		
事業活動収入計		2,392,659	100.00%	2,221,678	100.00%	2,480,637	111.66%		
事業活動支出計		2,051,193	100.00%	2,231,631	100.00%	2,276,826	102.03%		

※端数処理(四捨五入)の関係で合計は必ずしも一致しません。

連続貸借対照表

【資産の部】

(単位:千円)

科目 \ 年度	2021(3)年度		2022(4)年度		2023(5)年度	
	決算額	構成比率(%)	決算額	構成比率(%)	決算額	構成比率(%)
固 定 資 産	3,177,402	81.40%	2,974,975	80.89%	3,057,113	80.54%
有形固定資産	2,802,119	71.79%	2,839,165	77.19%	3,003,499	79.13%
土 地	81,379	2.08%	81,379	2.21%	81,379	2.14%
建 物	2,042,120	52.32%	1,976,564	53.74%	2,225,212	58.62%
構 築 物	210,570	5.39%	200,178	5.44%	264,480	6.97%
教育研究用機器備品	104,268	2.67%	92,346	2.51%	81,084	2.14%
管 理 用 機 器 備 品	26,076	0.67%	21,540	0.59%	17,509	0.46%
図 書	311,750	7.99%	314,019	8.54%	316,167	8.33%
車 両	25,956	0.66%	18,650	0.51%	17,668	0.47%
建 設 仮 勘 定	0	0.00%	134,489	3.66%	0	0.00%
特 定 資 産	360,000	9.22%	120,000	3.26%	40,000	1.05%
施設設備特定資産	360,000	9.22%	120,000	3.26%	40,000	1.05%
その他の固定資産	15,283	0.39%	15,810	0.43%	13,614	0.36%
長 期 貸 付 金	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
そ の 他 の 資 産	15,283	0.39%	15,810	0.43%	13,614	0.36%
流 動 資 産	725,809	18.60%	702,978	19.11%	738,742	19.46%
現 金 預 金	445,583	11.42%	669,539	18.20%	672,951	17.73%
未 収 入 金	274,359	7.03%	25,117	0.68%	58,679	1.55%
貯 蔵 品	1,159	0.03%	3,558	0.10%	3,920	0.10%
仮 払 金	76	0.00%	76	0.00%	0	0.00%
預 託 金	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
前 払 金	4,632	0.12%	4,688	0.13%	3,192	0.08%
資 産 の 部 合 計	3,903,211	100.00%	3,677,953	100.00%	3,795,855	100.00%

【負債の部、純資産の部】

(単位:千円)

科目 \ 年度	2021(3)年度		2022(4)年度		2023(5)年度	
	決算額	構成比率(%)	決算額	構成比率(%)	決算額	構成比率(%)
固 定 負 債	473,369	12.13%	599,004	16.29%	577,111	15.20%
長期借入金	152,464	3.91%	281,610	7.66%	263,280	6.94%
退職給与引当金	251,793	6.45%	262,506	7.14%	271,541	7.15%
長期未払金	69,112	1.77%	54,888	1.49%	42,290	1.11%
流 動 負 債	963,597	24.69%	622,657	16.93%	558,642	14.72%
短期借入金	588,880	15.09%	350,854	9.54%	298,330	7.86%
未 払 金	47,199	1.21%	46,108	1.25%	48,015	1.26%
預 り 金	127,494	3.27%	88,960	2.42%	73,585	1.94%
前 受 金	200,024	5.12%	136,735	3.72%	138,712	3.65%
負 債 の 部 計	1,436,966	36.81%	1,221,661	33.22%	1,135,752	29.92%
基 本 金	5,682,660	145.59%	5,714,700	155.38%	6,011,606	158.37%
第 1 号 基 本 金	5,554,660	142.31%	5,558,700	151.14%	5,855,606	154.26%
第 4 号 基 本 金	128,000	3.28%	156,000	4.24%	156,000	4.11%
繰越収支差額	△ 3,216,415	△ 82.40%	△ 3,258,408	△ 88.59%	△ 3,351,503	△ 88.29%
翌年度繰越収支差額	△ 3,216,415	△ 82.40%	△ 3,258,408	△ 88.59%	△ 3,351,503	△ 88.29%
純資産の部合計	2,466,245	63.19%	2,456,292	66.78%	2,660,103	70.08%
負債及び純資産の部合計	3,903,211	100.00%	3,677,953	100.00%	3,795,855	100.00%

財産目録

一 基本財産	3,003,498,587 円		
1 土地			
鎮西学院大学校地	28,587.00	m ²	19,355,410 円
鎮西学院高等学校校地	76,208.67	m ²	60,588,600 円
鎮西学院幼稚園校地	3,239.00	m ²	1,435,077 円
計	108,034.67	m ²	81,379,087 円
2 建物			
法人本部建物(短大閉学記念ブロンズ銘板他)	9,373,705 円		
鎮西学院大学校舎	9,842.39	m ²	1,083,870,781 円
〃 寄宿舍	1,437.27	m ²	32,167,024 円
鎮西学院高等学校校舎	11,956.67	m ²	588,275,479 円
〃 寄宿舍	3,499.02	m ²	178,034,770 円
鎮西学院幼稚園園舎	831.61	m ²	333,490,479 円
計	27,566.96	m ²	2,225,212,238 円
3 図書	96,935	冊	316,166,690 円
4 教具・校具・備品	3,191	点	98,593,086 円
5 構築物	222	件	264,479,562 円
6 車両	32	台	17,667,924 円
7 建設仮勘定	0	件	0 円
計	696,907,262 円		
二 運用財産	792,356,793 円		
1 預金、現金	672,951,207 円		
2 貯蔵品	3,920,247 円		
3 未収入金	58,679,386 円		
4 差入保証金	5,034,667 円		
5 仮払金	0 円		
6 前払金	3,191,497 円		
7 長期預託金	625,209 円		
8 電話加入権	2,353,298 円		
9 ソフトウェア	5,551,282 円		
10 出資金	50,000 円		
11 施設設備特定預金	40,000,000 円		
三 負債額	1,135,752,405 円		
1 固定負債	577,110,633 円		
(1) 日本私立学校振興・共済事業団	133,280,000 円		
(2) 市中金融機関	0 円		
(3) 牧平年廣	130,000,000 円		
(4) 退職給与引当金	271,540,693 円		
(5) 長期未払金	42,289,940 円		
2 流動負債	558,641,772 円		
(1) 短期借入金	298,330,000 円		
(2) 前受金	138,712,480 円		
(3) 未払金	48,014,468 円		
(4) 預り金	73,584,824 円		
四 基本財産＋運用財産	3,795,855,380 円		
五 純資産(四－三)	2,660,102,975 円		
総 負 債 (三)－前受金 総 資 産 (四)	× 100 26.27%		

監 査 報 告 書

学校法人 鎮西学院

理事長 重松史郎 殿

評議員会議長 殿

令和 6 年 5 月 20 日

学校法人 鎮 西 学 院

監 事

光 石 尚 孝

監 事

牟 田 伊 宏

私たちは、学校法人鎮西学院の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて同学院の令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)における、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を開覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、下記のとおり報告します。

記

監査の結果、私たちは、学校法人鎮西学院(以下「法人」という。)の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、以下の事実を認めました。

1 ■■■■■の勤務状況及び■■■■■への給与等の支払について

(1) ■■■■の就業日等に関する就業規則等の定め及び勤務状況について

ア 大学及び法人本部の教職員に適用される就業規則は、■■■■にも適用されるところ(3条、4条)、就業規則によれば、■■■■も他の教職員と同様に基本的には月曜日から金曜日又は土曜日まで勤務しなければならないとされている(30条参照)。また、就業規則には、教職員は、出退勤の時刻を記録しなければならないと定められている(21条)。

そして、学院と■■■■との間の■■■■■■■■■■付雇用契約書(ただし、理事長印の押印はない。)には、職務として■■■■■■■■■■及び■■■■■■■■■■給与等として基本給月額■■■■円・■■■■手当月額■■■■円などの記載があるが、就業日についての記載はない。

そのため、就業日は就業規則によることとなる(なお、上記雇用契約書に、就業時間として「専門業務型裁量労働時間制」との記載があるが、これは、就業時間に関する制度であって、就業日に関する制度ではない。また、就業規則及び労使協定において■■■■は専門業務型裁量労働時間制の対象とされていないし、そもそも、■■■■■■■■■■については専門業務型裁量労働時間制を適用できないと考えられる。))。

イ ところが、■■■■の令和5年度の勤務状況については、出勤日数は月■■■■日であり、この他リモート会議月■■■■回出席したとされる。なお、

就業日における勤務時間については、■■■■が就業規則に反して記録していなかったため、把握できない。

そして、法人から■■■■に対し、給与（月額■■■■円。基本給■■■■円、■■■■手当■■■■円）及び賞与の合計額として■■■■円の支払が行われている。

このように、■■■■は、就業規則が定める勤務をしておらず、一方で給与等が雇用契約に定められた給与等の額の全額を受け取っている。

ウ この点について、■■■■に説明を求めたが、十分かつ合理的な説明はされなかった。

(2) 定年を越えていること

法人が定める就業規則においては、■■■■の定年は■■■■とされている（■■■■■■■■）ところ、■■■■の年齢は上記定年を越えている。

この点について、■■■■
■■■■、■■■■に説明を求めたが、十分かつ合理的な説明はされなかった。

(3) 小括

以上の■■■■の勤務状況及び■■■■が■■■■の定年を超えていることの 2 点から、■■■■に対して■■■■としての給与等を全額支払ったことについて、法的根拠に基づかない不適切な支出ではないかとの疑念を払拭できない。

また、支出の観点のみならず、■■■■の重要性を考慮すると、常勤とされているのに常勤していないということも看過できない問題であるといえる。

2 ■■■■の令和 6 年 2 月 29 日の臨時理事会における言動に関する訂正と補足

- (1) ■■■■A は、令和 6 年 3 月 28 日の評議員会及び理事会において、■■■■B が上記臨時理事会において ■■■■A に対して人格否定発言及び恫喝的発言を行ったこと、これが違法なものであるとともに、当該理事会及び将来の理事会にお

いて他の出席者を萎縮させかねないものであり、理事並びに[]としての適性に問題があることなどについて、報告した。

その際、再発防止策等に関して、労働契約関係にはない理事に対しては懲戒処分を行うことができない旨述べていた。

- (2) しかし、その後、就業規則が[]にも適用される旨規定されていたこと（3条、4条）が判明した。

その就業規則は、「精神的攻撃」や「人格・プライバシーを侵害する言動」等のパワハラ行為を禁ずる旨に加え「パワハラ行為を行った教職員は、懲戒処分の対象とする。」と定めており（18条）、パワハラ行為を強く禁じようとしている。そして、懲戒事由として、「パワハラ行為」（59条11号）及び「その他前各号に準ずる不都合な行為等があったとき。」（59条15号）を定めている。

なお、**B**の言動は[]に対するものであり、職場内の優位性を背景にしたものとはいえない可能性もあるため、厳密には「パワハラ行為」には該当しない可能性もあるが、言動の内容自体は「パワハラ行為」に該当するものであり、通常のパワハラ行為と同程度の問題をはらんでいるため []

[]「パワハラ行為」、「その他前各号に準ずる不都合な行為等があったとき。」に該当するものと考えられる。

- (3) 以上の就業規則の内容、及び理事会は教職員の懲戒、解雇等の重要な人事に関する事項を審議・議決するとされていること（理事会規程4条12号）からすると、ガバナンス維持の観点から、理事会において、**B**に対する懲戒処分についても検討されるべきものと思料する。

また、理事は、法人に対して善良なる管理者としての注意義務という法的義務を負っているため、理事会における検討の際には、少なくとも、昨今、[]によるハラスメント等の不適切な言動は社会的に容認されておらず、とくに公益性を有する学校法人[]は社会から厳しい目で見られていること []による不適切な言動

に対して適正に対処しない限り、問題がくすぶり続けて組織内に留まらない可能性があり、とくに B は 、 B に対する批判のみならず法人に対しても批判が向けられるなどして法人に多大な損害が及ぶと予想されること（危機管理の観点）、及び鎮西学院は令和 5 年 10 月に 処分を行っていることとの均衡などの事情について、十分に考慮されなければならず、理事会の判断が社会に対して合理的な説明が可能な内容になっているかどうかを慎重に吟味していただく必要があると考えられる。

3 による監査妨害等

(1) 2 月 29 日理事会の録音データの削除への関与

ア 令和 6 年 3 月 28 日の評議員会及び理事会において、 A は、 C が A から提供を求められていたにもかかわらず 2 月理事会の録音データを削除したなどと述べて提供を拒絶するなどして監査を妨害したことについて報告をした（ ）。

A は、主として D に対して上記の件について確認したところ、 D は、要旨、①自ら調査したが、上記録音データは削除されていた、② A が 2 月理事会の録音データの提供を求めていることについて、 C から、3 月 1 日のメール及び 3 月 4 日の口頭にて報告を受けた、③この C からの報告について E と共有した、④の求めがある場合でも上記録音データを提供しないでよいかについて、法令・諸規程又は文献等の調査若しくは専門家や監督官庁に対する照会などの調査はしていない、⑤ C に対し、上記録音データを提供するよう指示等はしなかった、などと回答した。なお、このやりとりはメールで行われており、 E にも共有している（以下のやりとりも同様である。）。

イ 以上のとおり、■ D ■は、■ A ■が上記録音データの提供を求めていることを知りながら、■ C ■に対してこれを提供するように指示をせず、その結果、上記録音データが削除された。なお、一連の■ D ■の対応からすると、単に提供するように指示しなかったにとどまらない可能性も十分に考えられる。

就業規則は、懲戒事由として「パソコン内のデーター又は重要文書を重大な過失により改ざん若しくは破棄したとき。」(59条7号)、懲戒解雇事由として「パソコン内のデーター又は重要文書を故意に改ざん若しくは破棄したとき。」(60条2号)、懲戒事由及び懲戒解雇事由のいずれにも「その他前各号に準ずる重大な行為があったとき。」(59条15号、60条13号)を定めており、さらに、「教職員が懲戒処分を受けた場合、その経緯、事由等によっては担当上司についても懲戒処分を行うことがある。」と規定している(61条)ところ、上記録音データの削除については、■ D ■自身にも重大な過失を理由とする懲戒処分が問題になり、また、少なくとも■ C ■は故意に削除しており懲戒解雇事由に相当する重大な問題が生じているのであるから、■ ■ ■としての懲戒処分も検討の対象になると思料する。

(2) 2月理事会の手控えメモの提供拒絶

ア 上記録音データに関するやりとりの最中に、2月理事会の議事録案が作成され、その後、議事録案に対する指摘に基づき議事録案の修正案が示されたことから、■ A ■が■ D ■に対し、上記録音データが残っていないと難しいと思われる修正が含まれているが、どのようにして修正したのか尋ねたところ、■ D ■は、「手控えメモ」に基づき議事録案を修正したと回答した。

■ A ■は■ D ■に対して寄付行為17条4項に基づくものであることを明示した上で「手控えメモ」の提供を求めたが、■ D ■は、理事会に立ち会った事務局が議事録の作成の備忘のために残したもので、議事録と一体をなすものではないので、提供の義務はないと回答し、提供を拒絶した。これに

対し、■ A ■は、寄付行為等の諸規程は■に提供しなければならない資料について手控えを除外していないこと、及び議事録の作成過程を監査する当たり議事録の修正の根拠となった「手控えメモ」の内容を確認する必要があることなどを説明するとともに、■に対して提供を拒む判断をするに当たって行った調査の内容と提供した場合に考えられる弊害の内容について説明を求めたが、■ D ■は、「執行部の判断」である旨のみを述べて、「手控えメモ」の提供をしない具体的・実質的な説明をしなかった。

イ そもそも、理事会の録音データや手控えメモは、通常、理事会の相当期間後に承認を求められる議事録案の内容を確認するために必要なもので、■に限らず理事会の出席者である役員から求めがある場合には提供されるべきものである。そして、理事会の録音データや手控えメモは、職員が勤務時間中に自らの業務遂行のために業務として録音または作成したものであり、少なくとも本人の私的な個人情報でないことは明らかである。

3月28日の評議員会において、録音データを提供しなかったことについて、評議員からも不適切である旨の意見があったにもかかわらず、今回また「手控えメモ」の拒絶という同様の問題を生じさせている。

(3) 調査への対応

さらに、上記のやりとりに限らず、■ D ■は、■からの質問や資料提供の求めに対し、期限を設けられない限り返信しないことや質問に正面から答えないことが多々見受けられ、また、求める資料を意図的に小出しにしていると見受けられる（解釈できる）ような対応をしている。

(4) 小括

以上の■ D ■の対応は、意図的に監査を妨害しているものと評価せざるをえない。

このような■ D ■の対応は、法人の根本規程である寄付行為に違反するものと解されるだけでなく、■としての事務処理として、著しく不

適切かつ不誠実なものであり、[] という [] のこのような対応を容認したのでは、法人のガバナンスは到底維持することができない。

理事会は、ガバナンス維持の観点から、[D] に対する処分について検討すべきものと思料する（理事会規程 4 条 12 号参照）。

4 理事会議事録に関する問題

(1) 出席者に無断で出席者の押印をしていたこと

ア [C] が就任した以降の [] から令和 5 年 10 月までの理事会（[] 令和 5 年 [] 5 月理事会及び 10 月理事会）について、出席者全員の押印がされた議事録が存在している（なお、本報告書作成日現在で令和 5 年 12 月理事会の議事録は作成されていないため、上記各理事会議事録が [C] 就任以降の全ての理事会議事録となる。）。

ところが、3 月 28 日理事会において、一部の理事から、[C] の就任以前は理事会議事録案について承認を求められていたが、[C] の就任以降は、理事会議事録案の承認を求められたことがない旨の指摘があった。事務局長又は事務局から、上記各理事会議事録は、事務局が預かっている理事の印鑑を押印して作成した旨の説明があった。

その後、[A] が [E]、[B]、[D] 以外の理事に対し、[C] の就任以降に理事会議事録案の承認を求められたことがあるかを問い合わせたところ、理事会議事録案の承認を求められたことがある旨回答する理事は一人もいなかった。

イ このように出席者から議事録案についての承認を得ないまま、預かっている出席者の印鑑を押印して議事録を作成する行為は、出席者の了解なく出席者の印鑑を使用して文書を作成したものであり、議事録の作成方法として不適切であるというだけでなく、有印私文書偽造罪に該当しうるものである。

(2) 議事録に出席者が求める発言を記載しないこと

ア ■■■ A ■■■ は、2 月理事会の議事録案について、■■■ E ■■■ 及び■■■ D ■■■ に
対し、議事の経過として B の ■■■ A ■■■ に対する人格否定発言等を具体的に記
載すべきである旨求めたが、■■■ E ■■■、■■■ D ■■■ 及び■■■ B ■■■ は、寄付行
為施行細則 7 条に、理事会議事録には議事経過の要領、結果を記載することな
っているため、■■■ A ■■■ が求める内容は記載しない旨回答した。

これに対し、■■■ A ■■■ は、寄付行為施行細則 7 条は、議事録が最低限記載し
なければならない事項を定める趣旨のものであり、出席者から理事会における
具体的な発言の記載を求められた場合にこれを否定する根拠にはならないと
考えられる旨説明するとともに、記載しない実質的な理由の説明を求めたが、
■■■ E ■■■、■■■ D ■■■ 及び■■■ B ■■■ は、「執行部としての判断は、従前から
お伝えしている通りです。」とだけ回答し、出席者から理事会における具体的
な発言の記載を求められたにもかかわらずこれをしない実質的な理由の説明
はなかった。

イ そもそも議事録を作成する目的は、当該会議における経過を後に確認するこ
とができるようにしておくということにある。この目的からすると、議事録に
は要領ではなく具体的な発言を記載することが望ましいといえるのであり、要
領の記載に留める際には、出席者全員の明示又は黙示の同意があることを前提
としていると考えられる。出席者が具体的な発言の記載を求めているのにこれ
をしないのは、議事録作成の目的を理解していないと言わざるを得ないし、執
行部の一存で記載するかしないかを決定するのは恣意的であるというほかな
い。

なお、■■■ A ■■■ が 2 月理事会議事録に記載を求めた ■■■ B ■■■ の発言は、5 月 24
日の理事会において審議される ■■■ B ■■■ 解任議案の理由となっており、その審議
のために、2 月理事会議事録に記載し、審議の資料として参照できるようにし
ておく必要が高い内容である。

6 選考過程の問題

A は、2月29日理事会において、選考過程に関し、E、B、
、D が、会議の意見を聴取すると定めている
選考規程の趣旨を軽視していること、理事会における選考過程についての
説明が不適切であることなどについて、意見を述べた
。
。

7 ■選挙における投票用紙へのナンバリング

(1) A は、2 月 29 日理事会において、選挙において投票用紙にナンバリングされていたことに関して、調査を行った上で報告を求める旨の意見を述べた。

これを受けて、3月28日理事会において、Dから、D選挙に
関して、①投票用紙にナンバリングを指示・決定したのはDであるこ
と、②その理由として、「規程上、1回目の開票結果によっては、2回目、3回目
を実施する可能性があり、事前に投票用紙を3回分準備しておかなければなり
ません。投票用紙の配布時、開票時、その選挙の選挙録を作成する上で、どの回
の投票用紙なのかを見分ける目的で、色付きで数字を記載していました。」、③
ナンバリングされた投票用紙を用いて行われた第1次選挙については、D

④ナンバリグされていたことに関するアンケートの結果（不信感をもった旨の回答が少なくない数あった。）などについて、報告があった。

(2) しかしながら、上記②の説明内容は、投票用紙の表面に色付きの数字が記載されていたことについてのものであり、 A が指摘した投票用紙の裏面に

- (3) 以上のように、[]は、その権限は理事の選考を含む広範かつ強大なものである一方で、[]となっておりその地位は強固である。なお、この強固な地位は自らの権限を利用して築いたものとみることができる。

このような、広範かつ強大な権限と強固な地位の形成を許していること、すなわち現在の法人の組織運営の仕組・制度が、本報告で挙げたような恣意的で不適切な[]ことを招いていると考えられる。早急に権限の分掌と[]を設けることが検討されるべきであると思料する。

9 理事会の運営に関する問題等

- (1) 理事会の[]こととされている（[]）。
(2) [] E []は、2月29日理事会の際、少なくとも10分は継続した[] B []による人格否定発言等を制止せずに放置した。

また、[] E []は、3月28日理事会の際、会議冒頭に理事ではない[] F []から発言を求められ、これを許し、その後、[] F []が約30分にもわたり、審議事項や法人の運営に直接関係がない発言（合理的な根拠を示さないまま行った[]を含む。）を行っていたにもかかわらず、これを制止せずに放置した。この[] F []の発言中に、一部の理事が時間の都合が理由と思われる退席をした。

- (3) このような[] E []による[]のため、理事会における萎縮または審議の敬遠が懸念され、また、審議に理事が加わることができなかったという支障が生じている（なお、この指摘は、理事が審議事項に関係ない事項について協議することの有用性を否定するものではなく、少なくとも理事会の審議とは区別して行われるべきであるということを指摘するものである。）。
- (4) なお、[] F []を[]議案が当監査対象年度である3月28日に開催された理事会において議案として上程されたが、手続上の問題から、

改めて5月24日理事会において、審議される予定である。

審議においては、Eは、自身が、Fが務めていることについて、情報を開示すべきであると考えている。

また、前述のようなEによるFの偏重は、これまでのFの法人に対する貢献を考慮しているという面も推察されるものの、Eが、Fが務めていることの影響も否定することができないと思われるため、仮にFが場合には、EによるF偏重のFに拍車がかかることが懸念される。

以上

監査報告書

学校法人 鎮西学院

理事長 重松史郎 殿

評議員会議長 殿

令和 6 年 6 月 20 日

学校法人 鎮西学院

監事 一瀬 祝郎

監事 中園 順喜

私たちは、学校法人鎮西学院の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて同学院の令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)における、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事から業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上